# 平成28年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成28年12月6日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成28年12月6日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	中	根信	<b>計</b> 一	郎	2番議員	岡	野		豊
3番議員	伊	藤	和	子	4番議員	小	澤	哲	夫
5番議員	吉	筋	惠	治	6番議員	中	根	幸	男
7番議員	鈴	木	托	治	8番議員	西	田		彰
9番議員	亀	澤		進	10番議員	Щ	本	俊	康
11番議員	片	岡		健	12番議員	小	沢	_	男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

 町 長
 太田康雄
 副町長
 鈴木寿一

 教育長
 比奈地敏彦
 総務課長
 村松利郎

 防災監 富田正治
 企画財政課長長野了

 税務課長
 村松達雄
 住民生活課長幸田秀一

保健福祉課長 村松成弘 産業課長 三浦 強 建設課長 村 松 上下水道課長 高木純一 弘 西谷ひろみ 学校教育課長 社会教育課長 鈴木富士男 病院事務局長 会計管理者 小島行雄 西谷勉次

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦 健 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

議案第77号 森町固定資産評価員の選任について

議案第78号 森町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

議案第79号 森町税条例等の一部を改正する条例について

議案第80号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第81号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正 する条例について

議案第82号 森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第83号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第84号 平成28年度森町一般会計補正予算(第8号)

議案第85号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第86号 平成28年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第87号 平成28年度森町水道事業会計補正予算(第2号)

議案第88号 平成28年度森町病院事業会計補正予算(第3号)

議案第89号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について

議案第91号 森町道路線の廃止について

## 議案第92号 森町道路線の認定について

### <議事の経過>

#### 議長

長 ( 片岡 健 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年12月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、

2番岡野豊君及び3番伊藤和子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

#### 議長

( 片岡 健 君 )「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月19日までの14日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」については、監査委員から例月出納検査 の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

また、議員派遣については、お手元に配布したとおり、議長において専決処分したので、報告いたします。

日程第4、議案第77号「森町固定資産評価員の選任について」を 議題とします。

本案については、鈴木寿一君の一身上に関する事件であると認められますので、同君の退場を求めます。

(退場)

#### 議長

( 片岡 健 君 )職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 ( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました議案第77号「森町 固定資産評価員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第404条では「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する」と定められており、また、同条第2項では「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する」としています。

また、選任要件として「1、固定資産税の評価に関する深い知識と豊富な経験を有する者」「2、住民に対して広く信頼が得られる立派な者」「3、満75歳未満の者。ただし、在任期間中に到達した場合には、再任は行わない」としています。

森町固定資産評価員については、平成16年9月15日より、当時助役であった佐藤賢一氏が務めておりますが、73歳と高齢であり、ご本人からも退任をしたい旨の申入れがあったため、新たな選任が必要になりました。後任には、現副町長であり、町内の状況を熟知し、深い知識と豊富な経験を有している鈴木寿一氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお 願い申し上げます。

議長

( 片岡 健 君 )これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、西田彰君。

8番議員

(西田 彰 君 )確認の意味もあると思いますが、一つ質問いたします。この固定資産評価員、不服の審査とか、決定をしていくとか、そういった事務をやっていくという中で、地方自治法第202条の2第5項では市町村長とは独立したということになっております。

行政側ではないというふうに捉えていいのかと思いますけども、 他の市町でもけっこう副市長や副町長が兼任しているというところ があるようですが、この近隣の市町の状況はどうでしょうか。また、 前任者もそのときに兼任をしていたということでありますが、この 文面を正確に、素直に捉えれば独立していて、他のところから公正 に見なければいけないと、みるわけですけどその辺はいかがでしょ うか。

議長

( 片岡 健 君 )税務課長。

税務課長

( 村松達雄 君 )税務課長です。今回提案をさせていただい た固定資産評価員というのは、評価を町の方でまとめて、評価をす るもので、今お話があった独立して不服をまとめるというのは、評 価審査委員会という全く別のものでございます。

今回の提案については404条に基づいて固定資産の評価をしたものを当局側でまとめて、それをまとめるということのために設置されているものでございます。

それから他市町の状況ということですが、この近隣、磐田・袋井・掛川についても副市長がやっておりますし、町についても副町長がやっているというのが現状でございます。以上です。

議長

( 片岡 健 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 片岡 健 君 )「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

( 片岡 健 君 )「異議なし」と認めます。

これから議案第77号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議長

( 片岡 健 君 )起立全員です。

したがって、議案第77号「森町固定資産評価員の選任について」 は、同意することに決定しました。

鈴木寿一君の入場を許します。

( 入

(片岡 議 長 健 君 ) 日程第5、議案第78号「森町ふるさと応援 基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗 読 )

( 片岡 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 議 長 健 町長、太田康雄君。

(太田康雄君)ただいま上程をされました、議案第78号「森 长 町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について」提案理由 の説明を申し上げます。

> ふるさと納税の取組に関しましては、平成28年9月1日にふるさ と納税をリニューアルし、寄附額が大幅に伸びているところであり、 返礼品代等のふるさと納税推進事業費も相応に増えております。

> 現行の条例では、第2条において、基金へ積み立てる額を「寄附 金の額に相当する額」とするよう規定されていることから、寄附全 額を基金に積み立てることとなっており、寄附額の一部をふるさと 納税推進事業に係る経費に充てられないこととなっております。

> このことを踏まえ、現行の条例第2条の「寄附金の額に相当する 額として」という部分を削ることにより、寄附額からふるさと納税 推進事業に係る経費を差し引いた額を基金へ積み立てられることと なり、ふるさと納税への対応が円滑に図られることとなります。

> なお、附則につきましては、条例の施行期日を公布の日からとす るものであります。

> 以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の程、よろしくお願 いを申し上げます。

> ( 片岡 健 君 ) 日程第6、議案第79号「森町税条例等の一 部を改正する条例について」を議題とします。

町

長 議

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました議案第79号「森町税条例等の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成28年度税制改正に伴い、平成29年1月 1日及び平成30年4月1日に施行するものについて、所要の改正を 行うものであります。主な改正内容についてご説明をいたします。

1点目は、町民税の所得割に係る、修正申告又は増額更正を行う場合の延滞金の計算期間等について所定の見直しを行うものです。減額更正が行われた後に増額更正等が行われたときは、減額更正前に納付された税額に達するまでの部分について、納付日から増額更正等が行われた日までの期間は、延滞金の計算期間から除外するものです。平成29年1月1日以後に納期限が到来する町民税に係る延滞金について適用します。

2点目は、スイッチOTC薬と呼ばれる特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例が設けられました。定期検診の受診など適切な健康管理のもと医療用医薬品からの代替を進める観点から、一定の市販医薬品「スイッチOTC薬」を購入した場合に、その年中に支払った対価の額が12千円を超えるときは、その超える部分の金額を88千円を上限として、その年分の総所得金額から控除する医療費控除の特例について規定するものです。平成30年度から平成34年度までの個人町民税について適用します。

3点目は、外国居住者等所得相互免除法の施行に伴い、日本が国家として承認していないため租税条約が締結できない国や地域との相互主義による課税を図るため、租税条約相当の枠組みが構築されました。これに伴い関連条例の整備を行うものです。具体的には「日台民間租税取決め」により、台湾において生じた利子、配当等を有

する者に対して町民税を分離課税するものです。

このほか今年度4月臨時会で再生可能エネルギー施設の固定資産税について、わがまち特例として、課税標準の軽減率を特例割合の範囲内で全て3分の2とする専決処分をお認めいただきましたが、近隣市町が水力発電、地熱発電、バイオマス発電については2分の1としていることから、近隣市町と足並みをそろえるため、改正するものです。なお、本町では、水力発電、地熱発電、バイオマス発電に該当する施設は今のところございません。

また、平成28年改正のうち消費税の増税延期にかかるものについては、今後消費税増税の動向が決まった段階で所定の手続を行いたいと考えています。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお 願い申し上げます。

議 長

( 片岡 健 君 )日程第7、議案第80号「森町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました議案第80号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、税条例の改正と同様に外国居住者等所得相互免除法の施行に伴い関連条例の整備を行うもので、具体的には「日台民間租税取決め」により、台湾において生じた利子、配当を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等に含めることとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお 願い申し上げます。

議長

( 片岡 健 君 )日程第8、議案第81号「森町介護保険法に

基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る 基準に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第9、 議案第82号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関 する条例の一部を改正する条例について」以上、議案2件を一括議 題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

長

議

(太田康雄君)ただいま一括して上程されました、議案第81号及び議案第82号の各条例案について提案理由の説明を申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が、本年2月5日に公布されました。

この改正省令第2条及び第7条におきまして「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことから、これらの基準を「従うべき基準」等として制定をしている本町条例について、今回、所要の改正を行うものでございます。

最初に、議案第81号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」申し上げます。

本案は、都道府県が指定する利用定員が18人以下の「小規模な通

所介護」及び利用定員が9人以下の「療養通所介護」を市町村が指定する地域密着型サービスに移行させ、それぞれ「地域密着型通所介護」「指定療養通所介護」として、改正省令で定める基準と同じ内容で、本条例を改正するものであります。

主な内容といたしましては「地域密着型通所介護」及び「指定療養通所介護」に係る人員に関する基準、設備に関する基準及び運営に関する基準等について、それぞれ改正省令で定める基準に従い、改正を行うものであります。

次に、議案第82号「森町介護保険法に基づく指定地域密着型介護 予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る 基準に関する条例の一部を改正する条例について」申し上げます。

本案は、議案第81号と同じく、改正省令で定める基準と同じ内容で「指定介護予防認知症対応型通所介護」の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置を義務化するよう改正を行うものであります。

いずれの条例も、施行日につきましては、平成29年3月31日と定めております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお 願い申し上げます。

議 長

( 片岡 健 君 )日程第10、議案第83号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)議案第83号「森町営住宅管理条例の一部を 改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

向天方団地及び城下団地につきましては、耐震性能の不足や耐用 年数の超過、老朽化の進行等を踏まえ「地域住宅計画」及び「町営 住宅長寿命化計画」による廃止の方針に基づき、順次用途廃止の手続を進めてまいりましたが、本年10月末、城下住宅の解体が終了し、予定していた用途廃止に基づく解体及び事務の手続が全て完了いたしましたので「森町営住宅管理条例」の中に規定されている向天方団地及び城下団地の名称、所在地、建設年度、構造、戸数に関する事項を削除する条例改正を行うものでございます。

なお、第22条、第41条及び第53条中の字句の修正は、常用漢字表の改訂によるもので、今回の改正に併せて行うものでございます。

以上申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくご 審議の程、お願い申し上げます。

議 長

( 片岡 健 君 )日程第11、議案第84号「平成28年度森町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君)ただいま上程されました、議案第84号「平成28年度森町一般会計補正予算(第8号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ125,789千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,614,453千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、国の補正予算第2号を受け、 事業を追加いたします、社会資本整備交付金(工業団地基盤強化) 町道改築工事の増額に対応するため、起債の目的の公共事業等の限 度額の変更でございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款1項4目、老人福祉費50,926千円のうち、繰出金50,000千円については、介護保険特別会計の財政運営基盤の強

化・安定を図るため、介護保険特別会計への繰出金でございます。

6款1項3目、農業振興費32,998千円につきましては、国の補正 予算で措置された補助金を活用し、トラクター等の農業機械・施設、 及び乗用型茶防除機導入に係る、担い手確保・経営強化支援事業費 補助金と、集出荷貯蔵施設及び、育苗ハウス整備に係る、産地パワ ーアップ事業費補助金でございます。

6目、山村振興費6,760千円につきましては、県の中山間地域農業振興整備事業費補助金を活用した、荒茶製造工程への色彩選別機 導入に対する補助金であります。

9・10ページ、8 款 2 項 3 目、道路新設改良費17,113千円のうち、 工事請負費16,000千円につきましては、国の補正予算を受け交付金 の追加内示をいただきました、社会資本整備交付金(工業団地基盤 強化)による、町道太田川圃場南 4 号線の改築工事費の追加でござ います。

また、公有財産購入費1,113千円につきましては、町道戸綿杭瀬 ケ谷線歩道拡幅事業に伴う用地買収費でございます。このたび、地 権者との調整が整いましたので、追加でお願いするものでございま す。

4目、橋梁維持改良費7,000千円につきましては、国の補正予算 を受け交付金の追加内示をいただきました、防災・安全交付金(橋 梁長寿命化)による、橋梁点検業務委託料の追加でございます。

4項1目、都市計画総務費4,182千円につきましては、一般住宅の耐震化促進のため、昨年度より補助率の嵩上げを行い普及を図ってまいりました、木造住宅耐震補強計画策定、及び耐震補強に対する助成事業について、本年4月の熊本地震を教訓として、国、県ともに一層の一般住宅耐震化を促進するため、平成29年1月から平成30年3月の期間に限り、補助金の嵩上げ措置等が決定されたことを受け、本町もそれに対応するため、補助金の追加をお願いするものでございます。

9款1項3目、消防施設費4,137千円につきましては、消防署の

定期点検により、消火栓の不良箇所の発見報告を受けましたので、 早急に対応するための修繕費でございます。

11・12ページ、10款1項2目、教育委員会、事務局費1,622千円の減額及び、7項1目、学校給食費1,197千円につきましては、本年4月の人事異動の際、学校給食調理員の職員を、学校用務員へ任用替えを行ったため、当初予定しておりました臨時職員での対応を、学校用務員から学校給食調理員へ変更対応することによる補正でございます。

2項2目、小学校教育振興費1,729千円及び、3項2目、中学校教育振興費1,271千円につきましては、藤本商会の藤本氏、及び、匿名者からの寄附金を活用して、小学校及び中学校の図書を購入する経費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、14款 2 項 1 目、土木費国庫補助金11,882千円のうち、防災・安全交付金3,300千円は、橋梁長寿命化のための点検業務委託料に対する国庫補助金であります。社会資本整備総合交付金8,438千円は、工業団地基盤強化のための町道太田川圃場南4号線改築工事に対する国庫補助金であります。

15款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金38,198千円については、山村振興地域茶業振興整備事業補助金、担い手確保・経営強化支援事業費補助金、及び、産地パワーアップ事業費補助金に対する県補助金であります。

5目、土木費県補助金1,794千円は、建築物等耐震化促進事業に 対する県補助金であります。

17款1項3目、教育費寄附金3,000千円は、藤本商会の藤本氏よりいただきました寄附金2,000千円と、匿名の方からの寄附金1,000千円でございます。

19款1項1目、繰越金63,089千円は、財源調整としての計上であります。

21款1項4目、土木債6,900千円は、町道太田川圃場南4号線改

築工事に対する財源としての、公共事業等債でございます。

以上が「平成28年度森町一般会計補正予算(第8号)」の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

( 片岡 健 君 )日程第12、議案第85号「平成28年度森町国 民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました、議案第85号「平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,383千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,352,169千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、13節委託料631千円につきましては、保険者として行う診療報酬明細書の二次点検業務を、臨時的任用職員で対応してまいりましたが、当該職員が退職したことに伴い、その業務を国保連合会に委託することとし、対応を図ったため、7節賃金を減額し、委託料に付け替えるものでございます。

2款2項1目、一般被保険者高額療養費24,000千円につきましては、本年上半期(9月審査分まで)の実績を基に推計した年間給付額に対し、予算に不足が生じる見込みがあるため、不足分を追加計上するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、3款1項1目、療養給付費等負担金7,686千円、6款2項1目、県調整交付金1,441千円は、歳出の一般被保険者高額療養費、後期高齢者支援金に対する国・県の負担金・交付金であります。

10款1項2目、その他繰越金15,255千円は、財源調整としての計上でございます。

以上が「平成28年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」 の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいた します。

議 長

( 片岡 健 君 )日程第13、議案第86号「平成28年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君)ただいま上程されました、議案第86号「平成28年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,987,749千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、5款1項1目、保険給付支払準備基金積立金50,000千円は、介護保険特別会計の財政基盤の強化・安定を図るため、また、不測の事態に備えるため、支払準備基金に積み立てるものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、7款1項4目、事務費負担金等繰入金50,000千円は、歳出予算の補正財源としての、一般会計からの繰入金であります。

以上、提案の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

( 片岡 健 君 )日程第14、議案第87号「平成28年度森町水 道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。 職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 ( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君)ただいま上程されました、議案第87号「平成28年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正予算第2条で、予算第3条で定めた「収益的収入及び支出」の予定額のうち、支出の営業費用に5,500千円を追加し、補正後の収益的支出予定額を313,440千円とするものでございます。

それでは、補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2ページをご覧ください。

1款1項1目、原水・浄水・配水及び給水費、修繕費5,500千円につきましては、漏水修理件数が、10月末までの前年度比較で、12件から16件と4件増加したこと、また、北戸綿工業団地内での250ミリ管の漏水修理や、城下地内での漏水修理、及びバルブ類の取替え等に多額の費用を要したため、過去実績等から見込まれる、修繕費の不足額の追加をお願いするものでございます。

以上申し上げまして「平成28年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」の提案理由の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ( 片岡 健 君 )日程第15、議案第88号「平成28年度森町病 院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 ( 片岡 健 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第88号「平成 28年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」について、提案理由

の説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第2条で、予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額のうち、支出の医業費用を46,850千円増額し2,980,810千円とし、病院事業費用の予定額を3,093,909千円とするものであります。

この医業費用46,850千円の増額につきましては、材料費のうちの薬品費におきまして、今年度、がん、C型肝炎等の特定治療に使用する高額医薬品の使用量が増加傾向にあり、今回、増額補正計上するものであります。

第4条では、予算第10条で定めた「たな卸資産の購入限度額」14 6,794千円を209,588千円に改めるものであります。

また、第5条では「債務負担行為」を設定し、現在行っている医事業務委託と、患者給食業務委託について、経費削減を図るため、プロポーザル方式により再度業者を決定し、平成31年度までの複数年契約とするもので、スムーズな業務開始を行うための準備期間も含めて、契約締結業務を進めてまいります。

以上申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくご審 議の程お願いいたします。

議長

( 片岡 健 君 )日程第16、議案第89号「静岡県市町総合事 務組合規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました議案第89号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更は、三島市、裾野市及び長泉町で構成する富士山南東 消防組合が、本組合で所管する退職手当事務及び非常勤職員公務災 害補償事務へ加入することに伴うものであり、規約を変更するに当 たり、地方自治法第290条に基づき、組合を構成する市町・組合議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお 願い申し上げます。

議 長

( 片岡 健 君 )日程第17、議案第90号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

( 片岡 健 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました議案第90号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、当該辺地の公共的施設を整備促進するために必要な財政上の特別措置として、辺地対策事業債の借入を受けるため、議会の議決を経て総合整備計画を定め、総務大臣に提出するものであります。

本案の整備計画は、大久保辺地区域の町道「乙丸・田能線」及び「下刈線」につきまして、道路幅員の拡幅及び排水路等の整備をすることにより、地域住民の交通の安全を確保するものであります。

このため、総事業費105,000千円、施工延長640メートルを、平成29年度から平成33年度の5年間で整備する計画でございます。また、事業費の全額を辺地対策事業債として借入を受けるものであります。

なお、本議案上程のための県知事との事前協議につきましては、 本年11月7日付けで「異議なし」との回答を得ております。

本計画策定につきまして、議会の議決を得たく提案するものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

( 片岡 健 君 )日程第18、議案第91号「森町道路線の廃止

について | 及び日程第19、議案第92号「森町道路線の認定について | 以上、議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗 読 )

( 片岡 議 長 健 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) ただいま一括して上程されました、議案第 長 91号及び議案第92号について提案理由の説明を申し上げます。

> 本案は、先に上程いたしました「辺地に係る公共的施設の総合整 備計画策定について」に関連し、上程するものでございます。

> 始めに議案第91号「森町道路線の廃止について」申し上げます。 廃止する路線は「町道下刈線」でございます。路線の位置につきま しては、お手元に配布いたしました廃止路線の位置図をご覧くださ

> 当路線は「町道幸治線」との交差点を起点とし「町道乙丸・田能 線」との交差点を終点とする、三倉大久保地区と田能地区を結ぶ路 線であります。道路の現況は、延長542.7メートル、幅員2.5メート ルから16.5メートルで、起点から「町道片倉線」との交差点付近ま での概ね400メートルについては、幅員が4メートル以上あり、自 動車通行が可能な区間となっていますが、残りの区間は、幅員が2. 5メートル程度と狭隘であり、自動車通行不能区間となっています。

> そのため、地元住民の方々は、当該区間通行に当たり、町道とは 別に開設された作業道をバイパスルートとして利用しています。

> 当路線は、先ほども説明したとおり、大久保地区と田能地区を結 ぶ路線であり、地域の生活道路として必要不可欠な路線であると同 時に、災害時には迂回ルートとしても利用可能となる大変重要な路 線であります。

> しかしながら、当路線の一部は、自動車通行不能区間であり、バ イパスルートとして利用している作業道についても、自動車通行は 可能ではあるとはいえ、狭隘で路面も非常に荒れている状況で普通

> > - 19 -

町

車がやっと通行できる程度の施設であります。

このようなことから、町では、住民の要望や路線の重要性を踏ま え、当路線の自動車通行不能区間の解消を図るための改良整備が必 要であると判断しました。

また、現地を確認した中で、既存の路線を整備するより、現在バイパスルートとして利用している作業道を町道として改良整備するのが経済的かつ効率的であると判断いたしました。

これにより、当路線の終点位置が変わることになりますが、路線 認定制度のルールとして、既存路線の変更に当たり、起・終点の変 更を伴うものについては、一旦、当該路線を全線廃止し、新たなル ートを再認定することとなっておりますので、今回「町道下刈線」 につきまして、一旦廃止の手続を行うものでございます。

続きまして、議案第92号「森町道路線の認定について」申し上げます。認定路線の位置図をご覧ください。

これは、ただいまご説明申し上げましたように「町道下刈線」の終点位置の変更により、一旦廃止した路線を新しいルートで再認定し、辺地整備事業により現在利用されている作業道の改良整備を行うものでございます。

以上申し上げまして、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

( 片岡 健 君 )以上で、本日の日程は全部終了しました。 次回の議事日程の予定を報告します。

12月13日午前9時30分、本会議を開会し、各議案に対する質疑を 行います。

本日は、これで散会します。

( 午前10時32分 散会 )